

令和3年度

小売業 EC イノベーション実装支援事業

補助金（県内小売事業者）公募要領

【募集期間】

令和3年7月16日（金）～令和3年8月31日（火）

【相談窓口・応募に関するお問い合わせ先】

小売業ECイノベーション実装支援事業事務局
株式会社サムライインキュベート（広島県委託先）
E-mail：ec-d-eggs@s-inc-asia
※メールでお問い合わせください

【補助金交付申請に係るお問い合わせ先】

〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県商工労働局 イノベーション推進チーム
TEL：082-513-3355（受付時間：平日 8:30～17:15）
E-Mail：syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp

【事業実施期間】

令和3年7月16日（金）から令和4年3月31日（木）

広島県 商工労働局

《 目 次 》

(ページ)

1	事業の目的	3
2	事業内容	3
3	募集事項	4~5
4	審査・選定	5
5	事業化パートナーとのマッチング	5
6	事業化の承認	5~6
7	補助金対象経費・補助額等	6~7
8	交付申請・決定	7
9	補助事業を実施するための注意事項	7~8
10	補助事業完了後の注意事項	8~9
11	補助金交付決定の取消し及び補助金の返還	9
12	その他	9

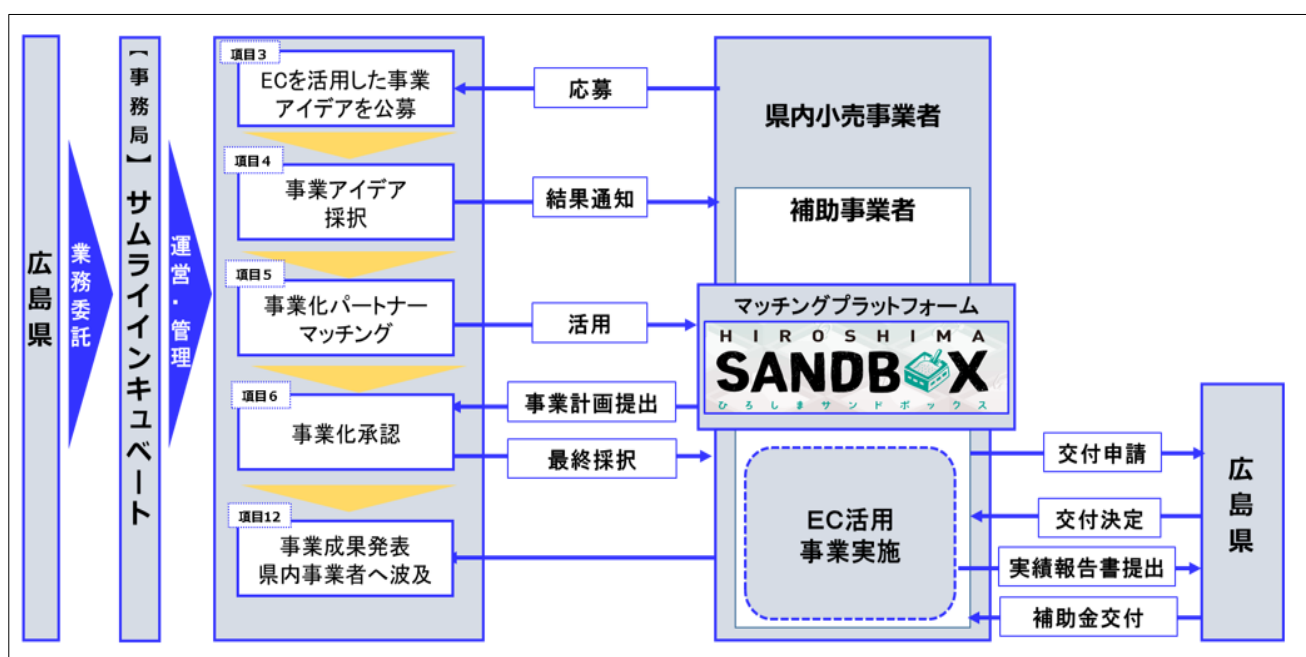
1 事業の目的

本事業は、「新しい生活様式」に対応したビジネスモデルへの転換が求められる県内の小売事業者が、EC（electronic commerce）等を活用した革新的な手法により国内・国外への販路開拓による売上拡大に向けて取組むことを支援し、業績の拡大等により、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

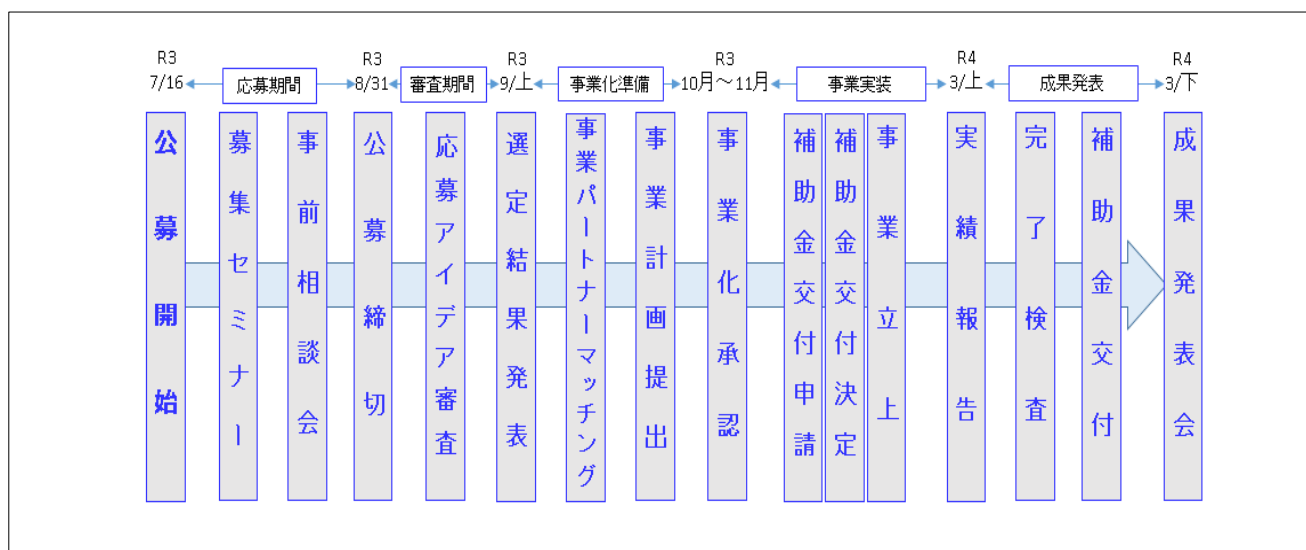
2 事業内容

ECを活用した革新的な事業アイデアにより、国内・国内向けの販路開拓による売上拡大を展望する小売事業者に対して実装支援を行うとともに事業化に要する経費の一部を補助します。

【事業概要イメージ図】



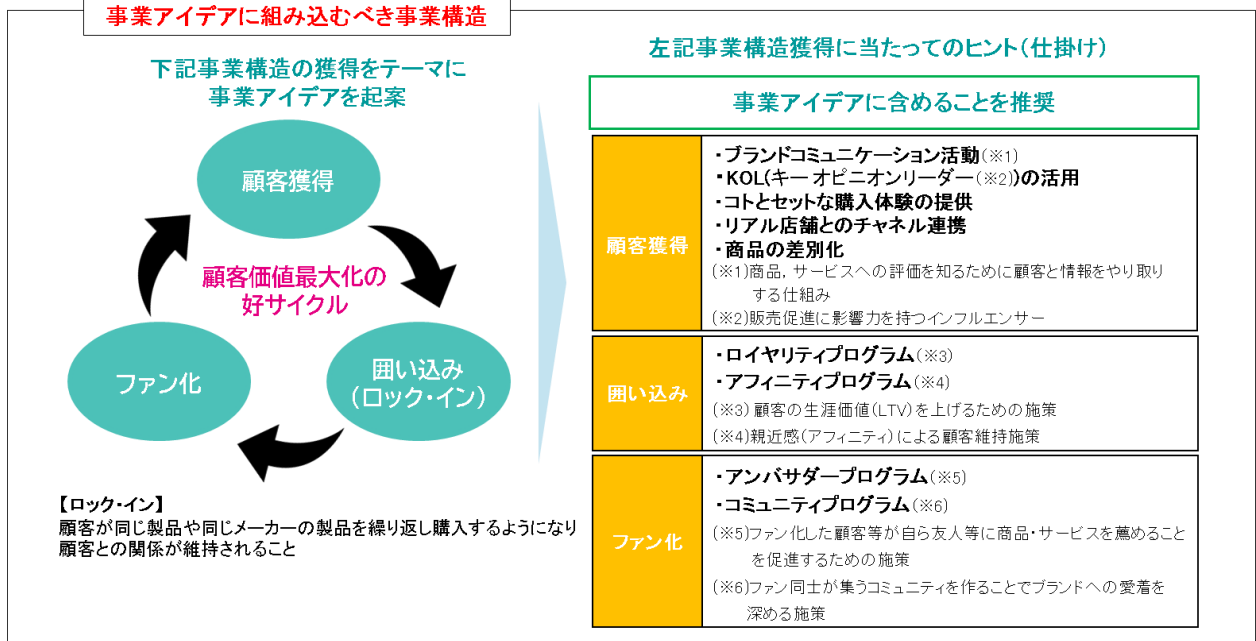
【事業スケジュール】 ※変更する場合があります



3 募集事項

(1) 募集テーマ・要件

“ECイノベーションで顧客価値最大化の好サイクルを生み出す事業モデル創出を図る”ことをテーマ（詳細は以下「事業アイデアに組み込むべき事業構造」ご参照）とし以下の要件を含んだ事業アイデアとしてください。



【国内】…ECを活用した革新的な取り組みにより令和3年度から令和5年度のECによる累計売上増加額が補助金申請額の5倍以上となる事業計画であること

【国外】…令和3年度50商品（SKU※7）以上、令和3年度から令和5年度（累計）150商品（SKU）以上を越境ECで販売する事業計画であること

【貢献】…事業成果が広島県内に波及する事業計画であること

(※7) SKU：「Stock Keeping Unit」商品の区分や種類をわけるときの最小管理単位

(2) 応募資格

本事業へ応募をしようとする者は、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ア 広島県内に本社・本店を有する小売事業者であること
- イ 本事業の趣旨に共感し、事業遂行に誠実に取り組めること
- ウ プログラム期間中に開催される各種日程全てに参加可能であること
- エ 県税の滞納がないこと
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- カ 銀行取引停止処分を受けていない者であること
- キ 地方自治体法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること
- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

(3) 応募書類

以下に指定する応募書類一式をPDFにて本事業の応募専用ページから提出してください。

- ア 企画書（様式は自由とするが、A4横で作成）
- イ 会社概要説明書
- ウ 法人：直近2期の税務署に提出した決算報告書（P/L・B/S）
個人事業主：直近2期の税務署に提出した確定申告書一式
- エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人格を有する場合
- オ 納税証明書（県税及び地方法人特別税について延滞がないこと）

※事業アイデアが採択された場合、応募書類一式を原本で提出いただきます

(4) 応募専用ページ

URL：<https://forms.gle/nV93ptTpaLQeqwDv5>

(5) 応募締期間

令和3年7月16日（金）～令和3年8月31日（火）23：59迄

4 審査・選定

募集した事業アイデアについて以下の基準に基づき審査を行い、選定を行います。

選定結果については、令和3年9月上旬にお伝えする予定です。

また、提出された内容について県担当者および事務局からお尋ねする場合がありますので、対応をお願いします。

- (1) 適合性…EC事業を本格的かつ、継続的に営む体制・事業予算を有していること
- (2) 革新性…LTV最大化に結び付く魅力的な仕掛けを有すること
- (3) 将来性…成果目標達成に必要な売上をあげるポテンシャルを有すること
- (4) 貢献性…広島県内の幅広い産業のレジリエンス強化に寄与すること

5 事業化パートナーとのマッチング

選定された事業アイデアの事業化に向けた支援として、県内企業や ひろしまサンドボックス推進協議会会員等のスタートアップ事業者等とのマッチングを行っていただきます。

マッチングしたスタートアップ事業者等を事業化パートナーとして、共創のうえ事業アイデアをより精微化し、事業計画を策定していただきます。

6 事業化の承認

スタートアップ事業者等とのマッチングによる支援等により精微化した事業計画を基に事業の実現性の可否について判定し、事業化の承認を実施します。

なお、事業化の承認を得られない場合は、事業アイデアが採択されていても補助金の交付を受けることはできません。

(1) 提出書類

以下に指定する応募書類一式をPDFにて本事業の応募専用ページから提出してください。

- ア 事業計画書
- イ 事業計画書の説明に必要な資料（様式は自由、A4横で作成）

(2) 応募専用ページ

URL : <https://forms.gle/nV93ptTpaLQeawDv5>

(3) 提出締切り

事業アイデア選定後概ね2ヵ月以内（個別に県との協議の上、変更が可能）

7 補助金対象経費・補助額等

補助対象となる経費は以下の要件に適合し、「補助対象経費一覧」に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- (2) 補助対象期間内に契約，取得，支払いが完了した経費
- (3) 補助対象（資金使途，単価，規模等）の確認が可能であり，本補助事業に係る経費として明確に区分できること
- (4) 財産取得となる場合は，所有権が補助事業者に帰属する経費

【補助対象経費一覧】

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助率	補助下限額
実装事業費	委託・外注費，旅費，会議費，謝金，備品費（賃貸及び損料を含む。），消耗品費，印刷製本費，その他諸経費	9/10以内	※ 2,000万円
直接人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費		

※補助額が2,000万円に満たない補助事業は，交付決定を行いません

(5) 次に掲げるものに該当する経費は，補助対象経費とはなりません

ア 取引に係る消費税及び地方消費税

※ただし，次の補助事業者は消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとして，補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは，その控除額に含まれる補助金額を県に報告するとともに，当該消費税仕入れ控除税額の返還手続きが必要となります。

- ・消費税法おける納税義務者とならない者
- ・免税事業者
- ・簡易課税事業者
- ・消費税法別表第3に掲げる法人
- ・国又は地方公共団体の一般会計である者

イ 支出の際に生じる振込手数料

ウ 交付決定前に発注や契約を締結した経費

エ 交付決定前に支出済の経費

オ 飲食等に係る経費

カ 発注・契約から納品や委託業務の完了，支出までの一連の手続が補助対象期間内に行われていない場合の経費

キ 「金融機関・郵便局による振込払」以外で支出が行われている場合

（原則として，現金，手形，クレジットカード等により支出が行われている場合は，補

助対象となりません。)

- ク 他の取引と混同・相殺して支出が行われている経費
- ケ 発注が開発グループ内で行われている経費
- コ 子会社、グループ会社等関連会社（資本関係にある会社・役員を兼務している会社等）に支出する経費
- サ 補助事業に係る見積から支出までの帳簿類（見積書、発注書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込関係書類、領収書等）が不備の経費

8 交付申請・決定

(1) 交付申請

事業化の承認を受けた補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出が必要になります。

なお、申請にあたっては、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まれません。

(2) 交付決定

補助金申請書の内容を審査のうえ、交付決定を行い、補助金交付決定書を送付します。ただし、交付申請金額と交付決定金額が異なる場合や、交付決定にあたり、必要に応じて条件を付し、この付帯条件を満たさなくなった場合、交付決定を取消すことがありますのであらかじめご了承ください。

9 補助事業を実施するための注意事項

(1) 実績報告について

補助事業完了後、速やかに（補助事業の完了日から起算して10日を経過した日又は交付決定の日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日まで）補助事業実績報告書（別紙様式第4号）を提出していただきます。

(2) 経理関係書類の確認

補助事業の経理については帳簿及びすべての証拠書類を他の経理書類と明確に区分して経理し、その収支状況を常に明らかにするとともに、補助事業の完了日の属する県の会計年度の終了後10年間、保存が必要になります。

ア 実績報告の確認書類として、次の書類等の整備・保管が必要です

見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳・当座勘定照合表、領収書、成果品の写真、購入品のカタログ、函面、報告書、情報システムの画面遷移図、規格認証の登録証、産業財産権の出願書類、展示会出展等の写真、広告掲載した媒体等

イ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

ウ 直接人件費の確認書類として、就業規則、賃金台帳、出勤簿、作業日報、雇用保険加入証等が必要です。

(3) 経費の支払方法

補助事業に係る経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。

なお、海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(4) 事業計画の変更・中止

補助事業の計画および経費内容等を変更する場合は計画変更承認申請書（別記様式第2号）、事業を中止、又は廃止する場合は計画中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出いただき、県の承認を得る必要があります。ただし、正当な理由がない限り、変更・中止は認められません。

(5) 補助金額の確定

事業の完了後に報告書等の書類の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認められた場合に補助金額を確定し、補助事業者へ通知します。（補助金交付予定額から減額されることがあります。）

(6) 補助金額の交付

補助金の額が確定した後に原則、精算払により交付します。

補助事業者は補助金の支払を受けようとするときは（別記様式第5号）による精算払請求書を県に提出してください。ただし、県が目的達成のため必要であると認めるときは概算払請求書（別記様式第6）の提出により、概算払により補助金を交付することがあります。

10 補助事業完了後の注意事項

(1) 事業化状況報告書の提出

補助事業の完了した年度の翌年度から3年間、補助事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。

(2) 財産の処分の制限

ア 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用した財産については、補助事業の完了後においても注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。また、取得財産等管理台帳（別記様式第7号）を備え管理するとともに事業完了後、事業実績報告書に添付し、提出する必要があります。

イ 本事業にて取得した財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の機械、器具、備品等について財産の処分を制限します。

ウ 処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるとおりとします。

エ 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第8号による財産処分承認申請書を県に提出し、その承認を得なければなりません。

オ 県は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあ

ります。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第9号による承認申請書を県に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除します。

11 補助金交付決定の取消し及び補助金の返還

「小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱」第12条に定める事項に該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助事業者に補助金が交付された場合、期限を決めて返還していただきます。

12 その他

(1) 交付申請書等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、補助事業者の選定の可否を問わず、一切支給しません。

(2) 提出された応募書類等の取扱いについて

提出された応募書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。ただし、補助事業者に採択された場合は、必要最低限の情報（企業名、補助金額など）は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

(3) 成果の発表等について

この事業の成果等について、成果発表などの広報にご協力いただくことがあります。

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付申請書

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙「事業計画書（起案書）」（任意様式）のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 補助対象経費の内訳書
 - (3) 補助対象経費の見積書等の写し
 - (4) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（原本）
 - (5) 県税事務所発行の県税及び地方法人特別税について滞納がない旨の納税証明書

（連絡担当者）

部署名		連絡先	住所・ 電話	
職氏名			E-mail	

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画変更について、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費，補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の計画中止（廃止）について、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 補助事業中止の期間（補助事業廃止の時期）

令和 年 月 日

広島県知事様

報告者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金の精算額	金	円

2 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の内訳書
- (4) 補助対象経費に係る支出の証明書類の写し

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり精算払を請求します。

1 請求金額 金 円也

内 訳（※概算払により補助金を受領した事業者のみ記載）

交付決定額	概算払額	今回請求（精算）額	差引残額	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名：

支店名：

預金の種別：

口座番号：

預金の名義：

(カナ：)

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号による補助金について、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

1 請求金額 金 円也

内 訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名：

支店名：

預金の種別：

口座番号：

預金の名義：

(カナ：)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助額	備考
				円	円					

（注）

- 1 対象となる取得財産等は，取得価格又は効用の増加価格が小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第15条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産の区分は，（イ）事業用備品（機械装置等），（ロ）書籍，資料，図面類，（ハ）無体財産権（産業財産権等），（ニ）その他の物件とする。
- 3 数量は，同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は，検収年月日を記載すること。

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る取得財産等を処分したいので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産名及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法及び時期
- 5 処分により得る収入の見込み額

令和 年 月 日

広島県知事様

申請者
所在地
企業名
代表者

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る補助事業等の成果を活用して
実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

小売業ECイノベーション実装支援事業補助金に係る取得財産等を処分したいので、小売業ECイノベーション実装支援事業補助金交付要綱第15条第4項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産名，取得年月日，取得価格及び時価
- 2 処分の理由
- 3 処分の方法及び時期